

改定の方向性

河川下水道対策

● 河川下水道対策は、県の「河川対策アクションプログラム」や各市町の事業計画に基づいて着実に進めている。

⇒ 引き続き河川・下水道の整備を計画的に進める。

流域対策

- 施設管理者との協議が整った箇所や、施設の新規整備・廃止を行う箇所で雨水貯留浸透施設の整備を進めた。
- 流域内の施設数に対して整備済み箇所が少なく、流域対策の更なる推進が可能と考えられる。
特に、施設管理者との合意形成が比較的容易な施設、雨水貯留容量が大きな施設について、重点的に取組むのが効果的である。

⇒ 流域対策を更に進めるため、各市町で具体的な整備箇所を挙げ、計画へ反映する。

減災対策

- 洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成などは概ね実施済みであり、防災情報提供なども継続的に進めている。
一方、フェニックス共済の加入率は大きな変化が無い。
- SNSの活用など、防災情報の発信方法には改善の余地がある。
また、水防法改正に伴う雨水出水浸水想定の対象拡大等、社会情勢の変化に対応した取組みを進める必要がある。

⇒ 引き続き減災対策に関する取組を進めるとともに、県・市町の抱える課題を踏まえた取組や社会情勢の変化に対応した取組を計画へ反映する。